

協 21 AD 発第 11 号

2021 年 5 月 21 日

法務省

民事局長 小出 邦夫 様

公益財団法人 日本ユニセフ協会
会長 赤松 良子



民法改正（第 822 条の削除等）に関する意見書

現在、貴省におかれて民法（親子法制）等の改正に向けた検討が進められていることに敬意を表します。この機会に、国連児童基金（ユニセフ）を日本の市民社会に対して代表する公益財団法人日本ユニセフ協会の公式見解として、次のごとく意見を表明いたします。

記

1. 民法第 822 条「懲戒権」に関する規定の削除

弊協会は、法制審議会が 2010 年に児童虐待防止のための親権制度の見直しをされた際、貴省に対し、民法第 822 条「懲戒権」規定の削除を求める意見書（添付「協 22AD 第 5 号」）を提出しております。本年 2 月に公示された「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」では、本件に関する見直し案として、第 822 条を維持する 2 案（乙・丙案）と並び、「民法第 822 条を削除する」（甲案）が提示されましたが、当協会は、協 22AD 第 5 号要望のとおり、ここにあらためて民法第 822 条（懲戒）の削除を求めます。

2. 子どもの最善の利益の確保

「民法（親子法制）等の改正に関する中間試案」で提示された嫡出の推定等の規定の見直しについては、子の人権が最優先に確保される形で実現されることを要望します。

以上